
プロジェクト 基本財務諸表

項目 第 440 回企業会計基準委員会及び第 40 回ディスクロージャー専門
委員会で聞かれた意見及び対応案

本資料の目的

1. 本資料は、IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」（以下「本公開草案」という。）に対するコメント・レター案に関して、第 440 回企業会計基準委員会（2020 年 8 月 28 日開催。以下「前回企業会計基準委員会」という。）及び第 40 回ディスクロージャー専門委員会（2020 年 9 月 2 日開催。以下「前回専門委員会」という。）（以下これらを合わせて「前回企業会計基準委員会等」という。）で審議された項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

前回企業会計基準委員会等で聞かれた意見

コメント・レター案（総論部分）の検討

【前回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

（小計に関する意見）

投資家の観点の記載に関し、修文を求める意見

2. 総論第 4 項(2)について、財務諸表利用者についても言及したほうがよいと考える。そのため、この箇所の冒頭を「我々は、企業間の比較可能性が重要であることに同意している。しかし、財務諸表利用者にとって有用な「真の」比較可能性は、企業の実態を踏まえた小計が表示されることで達成されると考えている。」と修文することによってどうか。
3. 基本財務諸表プロジェクトが開始された経緯である、純損益計算書の小計について異なる企業間で比較可能性が確保されるべきという投資家からの指摘に対し、日本の考え方が述べられていないのではないかと。

（対応案）

頂いたご意見に対応し、コメント・レター案総論第 4 項(2)冒頭及び各論質問 3 「営業区分：企業の主要な事業活動の過程で行った投資から生じる収益及び費用」への回答の第 10 項に「我々は、企業間の比較可能性が重要であることに同意している。しかし、財務諸表利用者にとって有用な「真の」比較可能性は、企業の実態

を踏まえた小計が表示されることで達成されると考えている。」を追加した。

4. 総論第4項(3)について、「IASBの提案する小計が、画一性をもたらすものであり、本来、比較することに意味がないものが、あたかも比較することに意味があると受け取られることを懸念している。」と記載されているが、投資家がそのような小計を有用でないとみなすならば、そのような小計を企業がコストをかけて表示しても利用されない懸念があるというのが実感に合う。

(対応案)

頂いたご意見に対応し、コメント・レター案総論第4項(3)及び各論質問2「営業区分」への回答の第5項に「また、財務諸表利用者がこのような小計について、財務諸表の理解に目的適合的ではないとみなす場合には、作成者がコストをかけて表示したとしても利用されなくなることも懸念している。」を追加した。

(金融機関のキャッシュ・フロー計算書に関する意見)

金融機関にキャッシュ・フロー計算書の作成を免除する理由付けに関する意見

5. キャッシュ・フロー計算書の作成をすべての企業に画一的に要求しない可能性を検討すべきというコメントへの理由付けについて、他の開示で流動性に関する情報が把握できるという現在の記載よりも、キャッシュ・フロー計算書からは短期の流動性に関する情報を把握できないという理由の方が大きいのではないかと。

(対応案)

頂いたご意見に対応し、総論第14項及び各論質問13「キャッシュ・フロー計算書」への回答の第59項に「キャッシュ・フロー計算書が短期の流動性の十分性に関する情報を提供するものではないこと及び」を追加した。

【前回専門委員会で聞かれた意見】

(金融機関のキャッシュ・フロー計算書に関する意見)

金融機関のキャッシュ・フロー計算書を利用した分析の目的に関する意見

6. 金融機関にキャッシュ・フロー計算書の作成を画一的に要求しない可能性の理由付けを追記することには賛成するが、これに加えて、何の目的でキャッシュ・フロー計算書を利用して分析しているのかを記載することで、この追記に論旨がつながりやすくなるのではないかと。

(対応案)

頂いたご意見に対応し、総論第 14 項及び各論質問 13「キャッシュ・フロー計算書」への回答の第 58 項を「我が国の財務諸表利用者からは、金融機関の健全性評価の一環として実施する流動性財務分析においてキャッシュ・フロー計算書を利用していないとの声が聞かれている。」(下線部を追加し、抹消線部分を削除した。)と修文することで、分析の目的を明確化した。

コメント・レター案(各論部分)の検討**【前回企業会計基準委員会で聞かれた意見】**

(質問 7「不可分の及び不可分でない関連会社及び共同支配企業」のコメント案に関する意見)

持分法から生じる収益及び費用の表示区分に関する意見

7. コメント・レター案では、持分法から生じる収益及び費用の表示箇所について企業の判断に委ねるという事と理解したが、営業損益に含めることを認めるよりも、MPM として表示することを認める方が、持分法投資損益が税引後の概念であるという事を踏まえると穏当な考え方なのではないか。

(対応案)

本公開草案に対する ASBJ の代替案は、我が国の IFRS 任意適用企業が持分法投資損益を営業損益に含める場合と含めない場合の双方があったことを踏まえ、企業が主要な事業活動と識別した活動を営業損益に含めるという考え方を基礎にしたものである。そのため、現状の記載を維持する。

(質問 10「通例でない収益及び費用」のコメント案に関する意見)

コメント内容に不整合があるのではないかという意見

8. 質問 10 への回答において「通例でない収益及び費用」の定義が難しいという記載がされているが、その後に、「通例でないと考えられる個々の項目」を別掲すべきという記載があり、コメント内容に不整合があるのではないか。

(対応案)

頂いたご意見に対応し、質問 10 への回答の第 44 項を修文し、「通例でないと

考えられる個々の項目」の表現を削除した。

以 上